

し、場合によっては適切に飼育しきれない数を飼っている可能性がある。また、「動物は家族の一員である」と主張する世帯が増えているからには、災害時の避難所対応を所管する一般市区町村は、予め地域のルールを考慮しておく必要がある。もはや動物愛護管理行政とは、動物のための行政というよりも、動物に関わる人間のための行政であり、しかも草の根の生活に関わる課題であるからこそ、一般市区町村が対応せざるを得ない「地域の課題」なのである。実際、報告書の3ページにおいても、そうした課題への認識は見受けられる。「今後懸念されるペットに関する問題」として例示された、高齢者によるペット飼養、多頭飼育、災害時の対応については、大多数の自治体が問題の拡大を予想している。

とはいえ、動物の問題はやはり保健所の獣医師職員の出番ではないかという主張もあるかも知れない。

(3) 専門知以上に現場情報が重要

しかし、やはり一般市区町村の役割を指摘せざるを得ない三つ目の根拠として、獣医師職員を抱えた保健所においては、より専門的な課題に対処してもらう必要があることを知っていただきたい。ペットを繁殖・販売する動物取扱業者への指導や監視、不要として引き取られた犬や猫の飼育と譲渡活動、昨今各地で課題になっている人獣共通感染症を防ぐための調査や指導など、獣医師資格を有する職員でなければ対応できない業務も多い。

それに比べて、動物をめぐる近隣トラブルや災害時のルール作りは、動物の生態に関わる知識よりも、地域の人間関係や飼い主の経済的・社会的状況に関わる情報が鍵となる業務である。都道府県よりも一般市区町村が担う方が、地域の人間関係に関する情報や現場となる地域の土地勘もあり、効率的である。また、実はペットを飼育した経験があれば、獣医師ほどの専門知識がなくても（意欲があれば）対応できる課題である。

こうした社会情勢の変化の中で、一般市区町

村におけるペット行政の実情を調査・研究した東京市町村自治調査会の報告書は、時代の変化を先取りした意義深い内容になっている。本報告書は、直接的には多摩地域の一般市区町村を対象に体制整備の必要性を伝える内容になっているが、可能であるならば、動物愛護管理法改正後の全国の一般市区町村の職員に読んでもらいたい重要な内容となっている。

2. 報告書の注目点

本報告書の中でも、特に多くの人に目を通してもらいたい部分が三箇所ある。

第1に、10-11ページの「自治体職員を悩ますペット等に関するトラブル」の三項目である。

①社会的な支援が必要な人等を当事者とする不適切なペット飼育

②飼い主不明猫への無秩序な餌やりによる生活環境の悪化

③災害発生時におけるペットをめぐる問題

それぞれ例示の文章が書いてあり、どんな課題があるのかがとても分かりやすく書かれている。そして、「対応を求められるのに、組織として対応できる体制が構築されていない」と結論づけられている。この切迫感を、読者である各地の自治体職員には理解してほしいと思う。

例えば、多頭飼育問題は、十数頭程度でも、ある日突然に発生する。飼い主が事故や病気で入院し、その途端に十数頭の不適切飼養のペットが残されることが多発しているのである。また、災害は、それこそ明日にでも起きるかもしれない。災害が発生してから避難所のルールを考えるのでは、もはや混乱を収拾できず、どれだけ自らが板挟みになるであろうか。それを意識すれば、手をこまねいているヒマはないのである。

第2に、25ページから始まる先進自治体の取り組み事例は、いずれも大変に示唆に富んでいる。

神奈川県川崎市の「ペットとくらす さ・し・す・せ・そ」という啓発パンフレットや、滋賀県甲賀市のボランティアなどが作成した1

枚ワントピックで親しみやすい関西弁のチラシなど、普及啓発に関する知恵と工夫が満載である。

東京都立川市や長野県上田市における地域猫活動については、行政とボランティアの連携の仕組みが、互いの努力と忍耐力の上に築かれていることを見逃してはならない。

そして熊本県益城町や熊本市の経験を見ると、事前に避難対応を議論していたか否かで、様々な苦勞のレベルが大きく変わることが示されている。これらの取り組みは、いわゆる獣医学的な知識というよりも、動物を愛好する人々の情熱と、地域の暮らし方や人間関係を把握している行政組織との連携が功を奏していることが分かる。

最後に70ページ以降の多摩地域におけるペット行政の課題と、83ページ以降の多摩地域におけるペットに関する課題解決のための取組は、実践的なガイドラインとしての機能を有する内容となっている。これだけ明確かつ具体的な報告書が書かれるということは、この研究に携わった関係者が、データを深く分析し、また具体的事案を丁寧に読み解いたことの証拠であろう。

3. 多頭飼育と災害対応に関する助言

ところで、多頭飼育問題と災害時対応について、行政学・公共政策の研究者として、一つ情報を提供しておきたい。いずれも、多機関・多職種連携が必要といわれている分野であるが、その前に、まずは自治体の担当者として、個々の課題を「因数分解」して考えられるかがポイントとなる。

例えば、多頭飼育問題については、どこから情報・通報が入ったかを基軸に戦略を考える必要がある。飼い主の生活問題（病気や収入、自宅の立ち退き要求など）の場合は、飼い主本人が困っているところを見抜いて、相談対応や誘導をすれば解決につながりやすい。他方、近隣からのクレームの場合、例えば集合住宅の大家からの相談や近隣住民からの悪臭や害虫へのク

レームの場合は、飼い主本人が困っていないため解決しにくい。だからこそ、保健所や警察など様々な機関との連携が必要になるが、そんなときには、地域の自治会長の申し入れがあれば警察が動きやすかったりする。動物保護ボランティア・愛護団体からの情報提供・通報の場合も、飼い主本人が困っていないため解決しにくい。しかし、ボランティア・愛護団体ならではの経験の蓄積もあり、それこそ動物救護の側面で市区町村の担当者が支えてもらえる可能性がある。

こうした情報の流入ルートだけでなく、飼い主自身の特徴を見抜くのも重要である。地域の情報を集められるのは、保健所よりも市区町村なのである。飼い主の性別・年齢・家族構成・居住環境、貧困の度合いや障害の有無、健康状態やホーダー気質（ものを溜めこんでしまうこと）、周囲との人間関係や過去の経緯など、市区町村レベルだからこそ集められる情報がある。もちろん個人情報を集積するわけであるから、取り扱いには注意が必要である。それでも社会的に問題になっている事案に対処するには、様々な情報を収集せずして問題が解決できるはずもない。

災害時に向けた備えについても因数分解が重要である。例えば、家庭のペットといっても、犬や猫だけではない。ウサギ、ハムスター、小鳥、カメ、フェレット、イグアナ…と多種多様であり、必要な設備や生活環境は千差万別である。これらの動物を全て行政組織が守る、避難所で全て受け入れるというのは現実的ではない。だからこそ、飼い主が適切な判断力を持つよう、日頃からの災害時対応への普及啓発が大事なのである。

また、事前に予測できる豪雨災害と、予測が不可能な地震災害では避難所に寄せられるニーズも異なりうる。また、災害が起きる時間帯が日中なのか夜なのか、災害が起きる季節が春や秋なのか、それとも夏なのか冬なのかによっても注意すべき点は異なる。そもそも非常事態であるからこそ、予め決めておいたルールが守れ